

## 熱供給事業の登録審査の考え方等について

### (趣旨)

本年4月1日に施行された改正熱供給事業法（昭和47年法律第88号。以下「法」という。）に基づき、同日より経済産業省では熱供給事業の登録申請の受付を開始したところ。法では熱供給事業の登録に際しては、小売電気事業及び小売供給の登録審査と同様に、経済産業大臣は、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない（法第28条の2）こととされていることから、小売電気事業及び小売供給を参考としつつ、委員会における熱供給事業の登録審査に関する基本的な審査方針を定める。

また、登録した熱供給事業者の登録後の取扱いについて、方針を定める。

### 主なポイント

#### 1. 登録審査の流れについて

経済産業省は、熱供給事業の登録申請を受け付けた場合、需要家の熱の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保等の観点から審査を行うとともに、委員会の意見を聴取する。委員会は、意見を述べたときは、遅滞なくその内容を公表する。経済産業大臣は、委員会の意見を聴取した上で、登録の可否を判断する。なお、申請書の受付から登録までの標準処理期間は1月である。（別添1参照）

#### 2. 審査対象について

法第6条第1項に規定する登録拒否要件への該当の有無に関しては、「熱供給事業を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして経済産業省令で定める基準に適合しない者」（同項第4号）でないか審査するための基準として熱供給事業法施行規則（以下「施行規則」という。）の一部改正が本年3月24日に公布されるとともに、「熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないと認められる者」（同項第5号）でないか審査するための基準（「熱供給事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（以下「審査基準」という。）が、本年3月31日に制定されている。

委員会は、熱供給事業の健全な発達を図る観点から、基本的に施行規則第4条第1号及び第2号に規定された基準に適合していること及び審査基準第1（1）②に規定された「熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないと認められる者」に該当しないかを審査対象とする。（施行規則第4条第3号に規定された技術的能力の審査は主として資源エネルギー庁及び商務流通保安グループ、審査基準第1（1）①に規定された供給能力確保の審査は主として資源エネルギー庁が行う。）（別添2参照）

### 3. 登録審査の考え方

#### (1) 総論

熱供給事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがないこと等の理由により、「熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でない」と認められる者に該当する場合、登録を拒否することとなる。ただし、登録段階では実際に事業を行っていないため、計画段階での審査とならざるを得ず、この段階で厳格な体制・計画の審査を行うことは、過度な事前規制となるおそれがあるため、審査に当たっては、明らかに「熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でない」と認められる者に該当する場合に、登録を認めるべきではない旨の意見とする。

#### (2) 具体的な審査方法

委員会が「熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でない」と認められる者に該当しないかを審査するに当たっては、以下の観点等から審査する。また、下記①から⑤までの項目の具体的な審査に当たり、その進め方を委員会内で共有するなど、審査が一貫したものとなるよう措置することとする。

- ① 熱供給事業を適正かつ確実に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあるか
- ② 熱供給事業者として行う業務の実施体制が定まっているか
- ③ 説明義務・書面交付義務が適切に遵守される体制となっているか
- ④ 苦情等処理体制が適切か
- ⑤ 反社会的勢力との関係がないものか 等

### 4. 登録した事業者の登録後の取扱いについて

熱供給事業遂行体制や苦情等処理体制は、申請書の添付資料に記載することとなるため、これらに変更が生じた場合は、変更登録や変更届出の対象とはならない。

しかしながら、登録後の変更（登録時の計画どおりに進まず、結果として添付資料に記載した内容と異なることとなった場合も含む。）についても、適切に把握し、不適切な事業者であることが判明した場合には、業務改善命令や登録取消しの手続きをとる必要がある。

このため、登録後の変更についても、適時に情報を取得できるようにするため、登録に対する意見においては、登録には一定の条件を付すことが必要である旨を含めることとする。具体的な対処方針は、別添3のとおり定める。

## 【参考】

### ○熱供給事業法

(登録の拒否)

第六条 経済産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律の規定又はこれに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
  - 二 第十条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
  - 三 法人であつて、その役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの
  - 四 熱供給事業を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして経済産業省令で定める基準に適合しない者
  - 五 熱供給の相手方の熱供給に対する需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないとして認められる者
- 2 (略)

### ○熱供給事業法施行規則

(登録基準)

第四条 法第六条第一項第四号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 債務超過の状態にないこと。
- 二 熱供給事業を適正かつ確実に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあること。
- 三 熱供給施設の適切な維持及び運用に必要な技術者を確保していることその他の熱供給施設の工事、維持及び運用に関する保安の体制が適正であり、公共の安全を確保することができる見込みがあること。

### ○熱供給事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

#### 第1 審査基準

##### (1) 第3条の熱供給事業の登録

第3条の熱供給事業の登録に係る審査基準については、第6条第1項各号に登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第5号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

- ① 当面見込まれる熱供給の相手方の熱供給に対する需要の最大値（以下「最大需要」という。）を適切に見込んでいないこと、熱供給事業者の熱供給施設及び他の者から熱供給事業の用に供するための温水、冷水又は蒸気（以下「温水等」という。）の供給を受ける場合における当該温水等の熱量を供給能力として過大に見込んでいることその他の理由により、最大需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者
- ② 熱供給事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがないと認められること、熱供給の業務の方法又は熱供給に係る料金その他の供給条件についての熱供給の相手方からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理できる体制が整備される見込みがないと認められること、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等のあるものであること、暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の理由により、熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないと認められる者